

保護者の皆様へ

東京成徳大学高等学校 事務部

新入生端末購入費用負担軽減について

平素は本校の教育活動にご支援を賜り深く感謝申し上げます。

本校では、東京都私学財団が実施する私立高等学校新入生端末整備費助成事業を活用することにより、学習活動において使用する Apple のタブレット端末(iPad) の購入費用について、その一部を助成いたします。

つきましては、6 月 14 日(金)までに申請書と購入時の領収書等を事務室までご提出ください。

記

1. 本事業の対象機器（入学決定後に購入したもの）

- ・「タブレット端末（一人 1 台）準備のお願い」で指定した機種 of の端末（**端末価格 3 万円以下は対象外**）
- ・付属品 スタイラスペン、キーボード、カバーケース、保護フィルム（付属品のみでの申請は不可）

2. 助成金上限額：6 万円

- ・生徒（保護者）負担額は、助成対象物品の購入費用が 9 万円までの場合は 3 万円（定額）です。

※タブレット端末単体価格が 3 万円以下の場合は助成対象とはなりません。

※所得が一定基準以下の世帯、多子世帯には助成額の加算があります。加算された場合、生徒（保護者）負担額 3 万円（定額）が軽減されます。

◆助成額加算対象について

- a) 所得が一定基準以下の世帯（加算額 3 万円）
- ・生活保護受給世帯 ・住民税非課税世帯 ・都道府県民税所得割+区市町村民税所得割の合計が 85,500 円未満の世帯
- b) 多子世帯（扶養する 23 歳未満の子が 3 人以上の世帯）（加算額 1.5 万円）

* a・b 両方の加算分を同時に受けることはできません。

3. 提出書類

（基本分）

- ・新入生端末整備費助成金申請用紙
- ・購入時のレシート(領収書)の原本または写し。物品内容（品名・品番）、日付、金額の記載があるもの
- ・その他（納品書・請求書等の追加書類の提出をお願いする場合がございます。）

（加算分）

- ・生活保護受給証明書 ・令和 6 年度非課税または課税証明書（保護者全員分） ・保険証の写し住民票等

* 証明書等公的書類 写し可。

4. 助成方法等

- ・授業料振替（引落し）口座へ令和 7 年 1 月末日頃お振込み予定。

5. その他

- ・端末等購入時に使用したポイント、割引分は対象外です。
- ・会社名義の領収書は対象外です。
- ・本校では端末機器購入時に設定した有償の保守・保証料は本校では対象外です。
- ・助成決定額より振込手数料を差し引いてのお振込みとなります。
- ・本校指定の期限を過ぎて提出された申請は、審査の対象外となります。
- ・令和 6 年 8 月 31 日までに転学または退学した場合は、審査の対象外となります
- ・領収書の但し書きが『iPad 一式』では審査ができません。購入内容内訳(品名・品番・金額)の明記が必要です。

提出期限 : 令和 6 年 6 月 14 日(金) 厳守！
 提出方法 ; 高等部事務室へ 郵送または持参
 郵 送 先 : 〒114-0002 東京都北区王子 6-7-14
 東京成徳大学高等学校 事務室 宛
 窓口持参 : 月～金 8:15～16:30 土 8:15～14:00

<裏面>
助成額の例

【助成額及び負担額の例】 ※端末価格が3万円以下の場合、申請の対象となりません。

●基本分のみ

端末等価格 ※保守・保証料除く	基本分 (助成額) 上限6万円		保護者 負担額
50,000	20,000	-	30,000
90,000	60,000	-	30,000
100,000	60,000	-	40,000

●基本分+加算分（所得が一定基準以下の世帯）* 表面2.a) 該当世帯

端末等価格 ※保守・保証料除く	基本分 (助成額) 上限6万円	加算分 (助成額) 3万円	保護者 負担額
50,000	20,000	30,000	0
90,000	60,000	30,000	0
100,000	60,000	30,000	10,000

●基本分+加算分（多子世帯）* 表面2.b) 該当世帯

端末等価格 ※保守・保証料除く	基本分 (助成額) 上限6万円	加算分 (助成額) 1.5万円	保護者 負担額
50,000	20,000	15,000	15,000
90,000	60,000	15,000	15,000
100,000	60,000	15,000	25,000